

「地域に愛され、親しまれ、信頼されるOKB」

大垣共立銀行の社名の由来は、1896年3月（明治29年）に、その前身である第百一十九国立銀行の業務を継承して創立された際、それまでの「士族による士族のための銀行」から、「農・工・商が共に協力して設立しよう」としたところからさかのぼります。以来、120年以上にわたり地域と共に歩んでまいりました。

現在は、Ogaki Kyoritsu Bankの頭文字を冠し、地域との歩みを続けています。

地域に生まれたOKBにとって、地域の発展に資するところが私たちの社会的責任です。それでは、地域の発展に向けたOKBの取り組みをご紹介します。

OKB

OKBグループ行動憲章

- 一、私たちは、一人ひとりが考え、行動し、時代に挑み続けます
- 一、私たちは、お客さまの喜びを追求します
- 一、私たちは、常に質の高いサービスを提供します
- 一、私たちは、地域とともに歩みます
- 一、私たちは、コンプライアンスを徹底し、誠実・公正に業務を遂行します

OKB

大垣共立銀行は、関連会社を含めたOKBグループとして

「OKBグループ行動憲章」を制定しています。

OKBグループ一人ひとりが

OKBの『文化』『伝統』『考え方』を継承し、

“地域と共に”“お客さま目線”を徹底してまいります。

Corporate Social Responsibility
= 企業の社会的責任

コーポレートガバナンス

コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方

大垣共立銀行およびグループ各社は、経営の基本理念である「地域に愛され、親しまれ、信頼される銀行」を実現するために、

経営の迅速な意思決定
および経営の効率性の追求

積極的なディスクロージャーを
通じた経営の透明性の向上

誠実な企業グループとして
行動するためのコンプライアンス
(法令等遵守)の実践と地域奉仕

を基本方針として、コーポレートガバナンスの充実に努めています。

コーポレートガバナンスに関する施策の実施状況

内部統制システムの整備状況

大垣共立銀行は、「内部統制システム」の構築に関する基本方針を策定し、コンプライアンスやリスク管理をはじめとした体制面の二層の充実と実効性の確保に努めています。

また、内部統制報告制度への対応として、財務報告の適正性を確保するための体制整備に努めています。

取締役会は、原則毎月開催し、経営に関する重要事項や業務執行の決定を行うほか、業務執行状況やリスク状況の報告を定期的に行っています。加えて、委任型執行役員制度を採用

し、経営の意思決定・監督と業務執行を分離することにより、取締役会の活性化、意思決定の迅速化および業務執行機能の充実に努めています。

また、取締役会には監査役が出席することに、経営の業務執行に対する監査機能を確保しています。

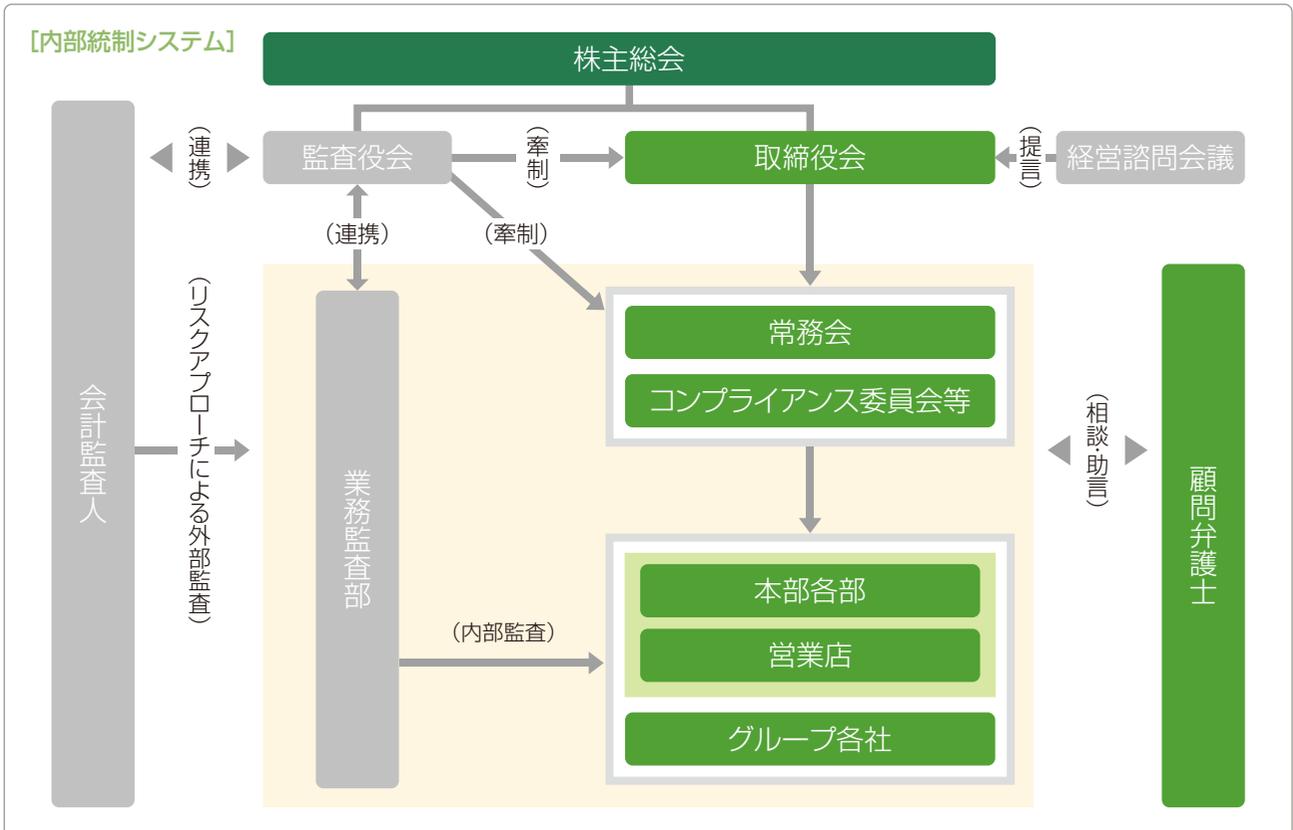
なお、取締役の緊張感を高めるとともに経営責任の明確化を図るため、取締役の任期を1年とし、取締役会の機能強化に努めています。

監査役会は、原則毎月開催し、監査役会で決議された監査方針および監査計画に基づき、監査に関する重要事項の決議、協議、報告等を行っています。

常務会は、頭取、常務取締役で構成され、経営に関する重要事項について協議するとともに、業務全般の統制・管理を行っています。また、常務会には常勤監査役が出席しています。

取締役会の任意の諮問機関である経営諮問会議は、社内取締役、社外取締役、社外監査役で構成され、取締役の指名・報酬等について提言を行っています。

頭取を委員長とした「コンプライアンス委員会」を年2回の定期開催に加え、随時開催するなど、法令等遵守の取り組みを強化しています。また、コンプライアンス実践の具体的手続きと手順を明確にした「コンプライアンスマニュアル」を全役職員に配付し、階層別の各研修会においても積極的に法令等遵守の啓蒙と風土醸成に取り組んでいます。



健全性の確立

リスク管理体制

リスク管理体制の整備状況

大垣共立銀行は、リスク管理に関する取組方針や組織体制等を定めた「リスク管理方針」や、リスク区分ごとに管理手続き等のリスク管理に関する取り決めを定めた各種リスク管理規程等に則り、リスクの内容や規模を踏まえた適正かつ有効なリスク管理体制を整備・確立した上で、リスクと収益のバランスを図りながら適切なリスク管理に努めています。

具体的には、ALM委員会等のリスク管理関連の委員会を設置しているほか、各種リスクを統合的に管理する部署やリスク区分ごとに統括管理部署と所管部署を設置し、これらのリスク管理部門から経営陣に直接リスク状況を定期的および必要に応じて随時報告する態勢を整備しています。また、他の部署から独立した業務監査部において、リスク管理の適切性や有効性の確認等も行っています。

信用リスク管理

信用リスクとは、与信先の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少ないし消失し、損失を被るリスクをいいます。

大垣共立銀行では、「信用リスク管理規程」に則り、個別貸出案件ごとの審査・管理を行うとともに、貸出資産全体のポートフォリオ管理の両面から、貸出資産の健全性の維持・向上を図っています。

審査・管理においては、審査部門の独立性を堅持しつつ、個別案件ごとにその公共性、安全性、収益性、成長性等の原則に諮り、厳正な与信判断を行っています。

また、貸出資産全体のポートフォリオ管理においては、信用格付ならびに自己査定の実施、貸出の業種別構成、規模別・地域別構成など貸出資産全体の状況について定期的なチェックを行い、バランスのとれた貸出資産の構築に努めています。

市場リスク管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債の価値が変動し損失を被るリスクや資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクをいい、主に、金利リスク、為替リスク、価格変動リスクがあります。

大垣共立銀行では、「市場リスク管理規程」に則り、各種の限度額管理等を通してこれらのリスクを適切にコントロールしています。また、市場部門（フロントオフィス）から市場リスク管理部門（ミドルオフィス）と事務管理部門（バックオフィス）を分離して、牽制機能が発揮できる組織体制を整備しています。

流動性リスク管理

流動性リスクとは、運用と調達の期間のミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になることや通常よりも

著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）と、市場の混乱等により市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）をいいます。

大垣共立銀行では、「流動性リスク管理規程」に則り、保守的な資金繰り運営に努めています。また、不測の事態に備えて「流動性危機時対応策」を定め、速やかに対応できるよう態勢を整備しています。

ALM委員会の機能

毎月開催される「ALM委員会」では、市場リスク、流動性リスク、信用リスクを対象に、これらのリスクを許容範囲内に制御し収益性の向上を図ることを目的として、有価証券の運用方針や資金繰り方針等を審議し決定しています。

オペレーショナルリスク管理

オペレーショナルリスクとは、銀行の業務の過程、従業員の活動、システムが不適切であること、または外生的な事象により損失を被るリスクをいいます。

大垣共立銀行では、「オペレーショナルリスク管理規程」に則り、①事務リスク②システムリスク③法務リスク④人的リスク⑤有形資産リスク⑥風評リスクに分類して、リスク管理に取り組んでいます。

また、定期的開催される「オペレーショナルリスク管理委員会」では、オペレーショナルリスクに関する状況を把握し、対応策等を協議することにより、リスク管理の実効性の向上に努めています。

オペレーショナルリスクの中でも代表的な事務リスク、システムリスクの管理体制は次の通りです。

事務リスク管理

事務リスクとは、従業員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことに

より損失を被るリスクをいいます。

大垣共立銀行では、銀行業務の多様化や取引量の増加に適切に対処し、想定される事務リスクを回避するため、「事務リスク管理規程」に則り、事務リスク管理体制の強化に努めています。

具体的には、事務ミス情報の収集・分析を実施し、再発防止策の策定および事務プロセスの改善を図るとともに、営業店の事務水準の向上を図るため事務サポートチームを組成し、現場での臨店方式の指導、ならびに事務スキル向上のための研修、さらには業務別、階層別の業務研修の定期的開催を通じて社員教育の充実を図っています。

システムリスク管理

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウン、誤作動等のシステム不備により、あるいはコンピュータが不正に使用されることにより損失を被るリスクをいいます。

大垣共立銀行では、情報やコンピュータシステムといった情報資産の重要性に鑑み、保有する情報の適切な保護とコンピュータシステムの安定稼働のため、システムリスク管理体制を整備するとともに、システムやシステムで取り扱う情報に関する種々のリスクについて管理方針を定めたシステムリスク管理規程」を制定して、情報セキュリティ対策に全力をあげて取り組んでいます。

情報資産リスク管理

情報資産とは情報および情報システムを総称したものをいい、情報資産が漏洩・悪用された場合は重大な影響が懸念されます。

大垣共立銀行では、銀行業務を健全かつ適切に遂行するため、情報資産保護に関する基本方針を明文化した「セキュリティポリシー」や顧客情報資産の適切な保護と利用に関する取り決めを定めた「顧客情報管理規程」に則って、情報資産保護に努めています。

コンプライアンス(法令等遵守)

コンプライアンスとは、法令や社内の規定・規則等を厳格に遵守し、社会的規範を全うすることです。大垣共立銀行では、銀行の公共的使命や社会的責任を重く受け止め、コンプライアンス態勢の確立こそが、お客さまや株主の皆さまからの信頼につながる第一歩と認識し、態勢の強化と実践に努めています。

コンプライアンス態勢を確立するための組織として、本内にコンプライアンス統轄センターを設置し、各部署に配置したコンプライアンス責任者担当者と連携により、本部と営業店が一体となった取り組みを進めています。

また、頭取を委員長とした「コンプライアンス委員会」を開催し、「コンプライアンス態勢の充実」「コンプライアンスマニュアル」や「コンプライアンスプログラム」の策定見直し、役員への啓蒙活動などを行っています。

「コンプライアンスマニュアル」は全役員に配付され、「コンプライアンス実践の具体的な手続きと手順を明確にし、かつ実践することによって、法令等遵守の風土醸成に取り組みんでいます。さらに階層別の各研修会においても、コンプライアンス教育プログラムの中で積極的に法令等遵守の啓蒙と徹底を図っています。

個人情報保護宣言

個人情報取扱事業者 株式会社大垣共立銀行

当社は、大垣共立銀行グループの一員としてお客様個人を識別し得る情報(以下「個人情報」といいます。個人番号および特定個人情報(個人番号をその内容に含む個人情報といいますが、以下個人番号とあわせて「特定個人情報」といいます)を含みます)を適切に保護することが社会的責務と考え、次の取り組みを推進致します。

1. 法令等の遵守について

当社は、個人情報の保護に関する法律、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び個人情報保護に関するその他の関連法令・規範等を遵守致します。

2. 個人情報の利用目的について

(1)当社は、お客様の個人情報(特定個人情報の範囲を除きます)をお客様との契約上の責任を果たすため、より良い商品・サービスを開発するため、お客様への有用な情報をお届けするため、その他の正当な目的のために利用致します。

(2)当社は、利用目的を特定したうえでお客様に対し通知または公表し、法令に定める場合を除き、その利用目的の達成に必要な範囲において個人情報を利用致します。

(3)当社は、お客様にとって利用目的が明確になるよう具体的に定めるとともに、例えば、各種アンケート等への回答に際しては、アンケートの集計のためだけに利用するなど取得の場面に応じ、利用目的を限定するよう努めます。

(4)当社は、お客様の特定個人情報等を法令で定められた目的のためにのみ利用します。

3. 個人情報の取得について

(1)当社は、お客様の個人情報を適正かつ適法な手段で取得致します。

(2)当社では、例えば、以下のような情報源から個人情報を取得することがあります。(取得する情報源の例)

- ・預金口座のご新規申込書など、お客様にご記入・提出いただく書類等により直接提供される場合(ご本人からの申込書等の書面の提出、ご本人からのWeb等の画面へのデータ入力)
- ・各地手形交換所等の共同利用者や個人信用情報機関等の第三者から、個人情報が提供される場合

4. 個人情報の第三者提供について

(1)当社は、法令に定める場合を除き、お客様の個人情報をあらかじめご本人の同意を得ることなく第三者に提供することは致しません。

(2)当社は、法令に定める場合を除き、お客様の特定個人情報等をご本人の同意の有無に関わらず第三者に提供することは致しません。

5. 個人情報の適切な管理について

(1)当社は、取り扱う個人情報の漏えい、滅失またはき損の防止その他の安全管理(情報セキュリティ対策)のために必要かつ適切な措置を講じます。

(2)当社は、職員に対する教育啓蒙活動を継続的に実施するほか、個人情報を取り扱う部署ごとに管理者を置き、個人情報の適切な管理に努めます。

6. 個人情報の外部への委託について

(1)当社は、利用目的(特定個人情報等については法令で定められた目的)のためにのみ利用します(の達成に必要な範囲において、お客様の個人情報の取り扱いを外部に委託する場合があります。この場合は、委託先に対して必要かつ適切な監督を行います)。

(2)当社では、例えば以下のような場合に、個人情報の取り扱いの委託を行っております。

- ・取引明細通知書(ステートメント)発行に関わる事務
- ・外国為替等の対外取引関係業務
- ・ダイレクトメールの発送に関わる事務
- ・情報システムの運用保守に関わる業務

7. 個人情報の開示・訂正・利用停止等について

(1)当社は、お客様からご本人に関する個人情報が開示・訂正・利用停止等のお申し出があった場合は、当社所定の手続により適切に対応致します。

(2)当社は、ダイレクトメールの発送や電話等での勧誘等のダイレクトマーケティング等で個人情報を利用することについては、ご本人より中止のお申し出があった場合は、当該目的での個人情報の利用を中止致します。

8. ご相談・苦情に対する対応について

当社は、個人情報の利用目的、その他個人情報の取得・利用及び開示等に関する手続等ならびに個人情報の取り扱いに関するご相談及び苦情を承ります。また、お客様からいただいたご相談・苦情につきましては、誠意をもって適切に対応致します。

9. 継続的な改善について

当社は、個人情報保護のための取り組み及び管理体制について継続的に見直しを行い、改善に努めます。

2005年3月28日 制定
2019年7月9日 改正

健全性の確立

金融商品の勧誘方針

当社は、銀行の社会的責任を果たし、お客様の信頼に伝えるため、誠実・公正・透明を基本とした企業行動を実践してきております。この企業行動に基づくとともに金融商品の販売等に関する法律第九条（勧誘方針の策定等）に則り、金融商品の勧誘に当たっては引き続き次の事項を遵守します。

1. お客様の知識、経験、財産の状況及び契約締結の目的に照らして適正な金融商品の勧誘を行います。

2. お客様が金融商品の内容やリスクの内容など重要な事項を十分にご理解いただけるよう努めます。そのうえで金融商品の選択購入はお客様の判断によりお決めいただきます。

3. 勧誘の時間帯は、店舗内においては所定の営業時間、その他訪問や電話等による勧誘は、お客様のご迷惑にならないよう配慮して行います。

4. 誠実・公正な勧誘を心掛け、事実と異なることを告げたり、断定的判断を提供するなど、お客様が誤認するような勧誘は行いません。

金融商品の販売等に関する法律第九条第2項

「勧誘方針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。」

- ① 勧誘の対象となる者の知識、経験、財産の状況及び当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らし配慮すべき事項
- ② 勧誘の方法及び時間帯に関し勧誘の対象となる者に対し配慮すべき事項
- ③ 前二号に掲げるもののほか、勧誘の適正の確保に関する事項

金融商品取引に関するお客さま本位の業務運営方針

OKB大垣共立銀行グループ※は、「金融商品取引に関するお客さま本位の業務運営方針」を定め、お客さまのご意向に沿って、最適なサービスをご提供し、お客さまの最善の利益を追求します。
※本方針の対象となるグループ会社：株式会社大垣共立銀行、OKB証券株式会社

Assessment(評価)と Best interests(最善の利益の追求)

私たちOKBグループは、金融商品取引のありかたを自ら評価し、改善を重ね、お客さまの最善の利益を追求します。

Conflict of interest (利益相反の適切な管理)

私たちOKBグループは、お客さまの利益に反する事柄を明らかにし、より誠実・公正な取引を行います。

Dialogue (対話)

私たちOKBグループは、なによりお客さまとの対話を大切にします。
お客さまのライフプランに照らし、資産形成・活用の目的を明確にさせていただき、OKBグループの提案に共感いただくことが、お客さまのご満足に結びつくと考えます。

Easy to understand explanation (わかりやすい情報提供)

私たちOKBグループは、研鑽を重ね、商品の仕組みや取引コスト、リスクの所在など、理解を深めていただきたい事項について、わかりやすくご案内します。

Fit customer's needs (最適な商品・サービスの選択)

私たちOKBグループは、幅広いニーズにお応えするため、商品・サービスを随時見直し、最適な商品を慎重に選択してご案内します。
お取引後も、社会・経済情勢を踏まえて、お客さまの生活環境やご意向の変化を伺いながら、投資方針の継続や変更を検討いただくための情報提供に努めます。

Governance (内部統制)

私たちOKBグループは、お客さまの声に耳を傾け、お客さま本位の業務運営を堅持してまいります。